

令和6年度 経済産業省の政策体系の施策に係る評価書

政策テーマ：5. 産業保安・安全の確保 (政策体系：産業保安・安全の確保(1/1))	
産業保安・安全グループ	
政策評価実施時期	令和7年7月
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	第34回産業構造審議会総会 (令和7年7月29日)

政策テーマ：5. 産業保安・安全の確保

（政策評価軸：産業保安・安全の確保（1／1））

技術総括・保安審議官

湯本 啓市

目標（ミッションステートメント）

重大事故の発生や自然災害等による被害拡大を防止し、迅速に復旧・対応できる体制を構築することにより、重要な社会インフラの維持・形成、安全な製品の流通確保、効率的かつ効果的な化学物質管理を通じて、我が国の健全な産業の発展及び国民の安全安心な暮らしを実現する。

主要な目標

- 目標1：電力、都市ガス、LPガス、コンビナート、水素・CCS等の適切な産業保安体制を維持・構築するとともに、その高度化・スマート化を実現。
- 目標2：第14次鉱業労働災害防止計画に基づき、令和5～9年度における毎年の死亡災害ゼロ、計画期間内の平均度数率0.70以下、計画期間内の平均重傷災害の度数率0.50以下を目指す。
- 目標3：社会環境の変化に対応した制度の整備等を図り、重大製品事故の発生を未然に防止。
- 目標4：経済の発展と安全・安心を両立するための効率的かつ効果的な化学物質管理に係る施策を実施。

目標に対する評価と今後の対応

【重要な社会インフラの維持・確保】（目標1・2）

- 産業保安体制の維持・構築のためには人材高齢化・プラント老朽化の中でスマート保安の推進を始めとする自主保安の高度化が重要。安全確保を前提に保安力に応じた手続・検査とすべく、2022年に高圧ガス保安法等を改正し、「テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者」について、「認定高度保安実施事業者制度」を創設し、制度を運用。
- さらに、2024年に水素法・CCS法を制定。水素の保安に関する審査体制の整備、二酸化炭素の貯留事業及び導管輸送事業に係る技術基準の策定など、新たな産業基盤における保安の確保に向けた体制の整備を引き続き実施する。
- その上で、第7次エネルギー基本計画・GX2040ビジョンを踏まえ、2025年3月の産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会にて、今後の人口減少やエネルギー・GX政策の進展等の環境変化を踏まえた中長期的な産業保安の在り方について議論を実施。中長期的にも産業保安のレベルを維持・向上していくための必要な政策措置を検討する。

【安全な製品の流通確保】（目標3）

- 海外から直接製品を販売する事業者を製品の安全性の確保に法的責任を有する者として明確化するとともに、新たに子供用特定製品という類型を設け、国が定める技術基準や使用年齢基準への適合を求めるべく、2024年に製品安全4法を改正。子供用特定製品の指定に向けた検討を進めるとともに、海外の事業者等を含めた国内外の関係者への周知、メディアを活用した広報等を通じて、制度内容についての理解促進を図る。

【効率的かつ効果的な化学物質管理】（目標4）

- 国際条約等を踏まえた規制対象物質の指定に係る検討を進めるとともに、一般化学物質等のスクリーニング評価・リスク評価、及び新規化学物質の事前審査制度における試験方法の効率化等に引き続き取り組む。

主要な目標及びその他目標の足元の動向

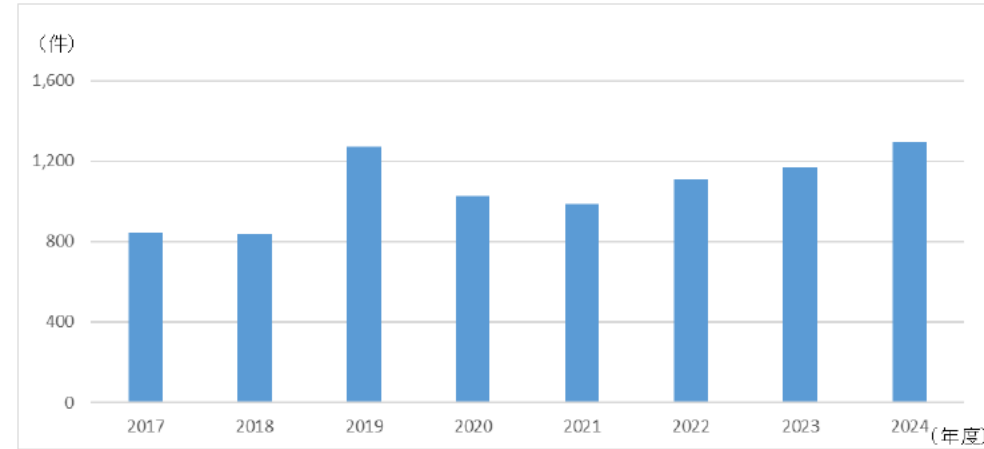
目標 1：電力、都市ガス、LPガス、コンビナート、水素・CCS等の適切な産業保安体制を維持・構築するとともに、その高度化・スマート化を実現

	高度保安	災害時連携計画策定
電力	認定高度保安実施設置者 3者※	10者※※
都市ガス	認定作業中	193者※※
LPガス	ゴールド保安認定事業者 452者※※※※	—
コンビナート等	認定高度保安実施事業者 2者※ 特定認定高度保安実施事業者 5者※	—

※高圧ガス保安法等に基づく認定高度保安実施事業者制度の認定事業者数。令和7年3月末時点。
 ※※電気事業法に基づく災害時連携計画。対象となる全ての一般送配電事業者が作成し、令和6年7月に経済産業省に届出。
 ※※※ガス事業法に基づく災害時連携計画。対象となる全ての一般ガス導管事業者が作成し、令和4年9月に経済産業省に届出。
 ※※※※液石法に基づく第一号認定LPガス販売事業者。令和6年12月末時点。令和5年12月末から65者増加。

目標 3：社会・技術のトレンドに合わせて技術基準等を改訂し、重大製品事故の発生を未然に防止

重大製品事故の受付件数



資料：消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故情報

目標 2：第14次鉱業労働災害防止計画に基づき、令和 5～9年度における毎年の死亡災害ゼロ、計画期間内の平均度数率0.70以下、計画期間内の平均重傷災害の度数率0.50以下を目指す

第14次鉱業労働災害防止計画
(令和5～9年度の目標)

2024年の状況

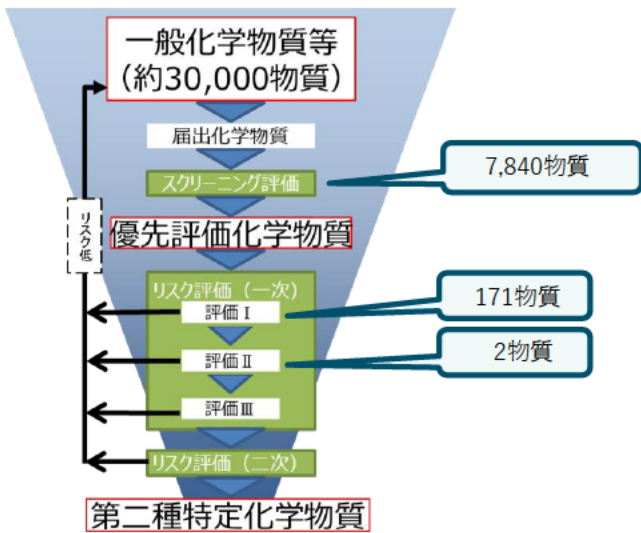
指標 1：毎年の死亡災害は零（0） 指標 2：計画期間の5年間の平均度数率 0.70以下 指標 3：計画期間の5年間の平均重傷災害の度数率0.50以下	死亡災害：0人 度数率：0.71 重傷災害：0.51
---	----------------------------------

資料：第十四次鉱業労働災害防止計画（令和5年経済産業省告示第34号）

【注】
 ・度数率：稼働延百万時間当たり罹災者数（人/百万時間）
 ・重傷災害：死亡災害を除く休業日数が2週間以上の災害

目標 4：経済の発展と安全・安心を両立するための効率的かつ効果的な化学物質管理に係る施策を実施

令和6年度に化審法のスクリーニング評価・リスク評価等を実施した化学物質数



令和6年度の政策テーマに関する主な動き	
時期	出来事
2024年 5 月17日	「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律」及び「二酸化炭素の貯留事業に関する法律」の成立
2024年 6 月19日	「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律」の成立
2024年 7 月 5 日	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」を閣議決定 ※「ペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であつて、炭素数が八のものに限る。）（PFOAの異性体）又はその塩」及び「ペルフルオロオクタン酸関連物質」を第一種特定化学物質に指定
2024年 8 月19日	高压ガス分野での認定高度保安実施者を初認定
2024年 8 月	令和 6 年台風 1 0 号への対応
2024年 9 月19日	電力分野での認定高度保安実施設置者を初認定
2024年 9 月	令和6年奥能登豪雨への対応
2024年 9 月24日	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」を閣議決定 ※ポリ（オキシエチレン）＝アルキルフェニルエーテル（アルキル基の炭素数が9のものに限る。）を第二種特定化学物質に指定
2024年12月10日	「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」、「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令」閣議決定
2024年12月13日	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」を閣議決定 ※「UV-328」、「メトキシクロル」及び「デクロランプラス」を第一種特定化学物質に指定
2024年12月24日	「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」を閣議決定
2025年 2 月	岩手県大船渡市の林野火災への対応
2025年 3 月26日	第14回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会において、人口減少やエネルギー・GX政策の進展等の環境変化を踏まえた中長期的な産業保安の在り方を議論。

主な関連施策	推進体制（主担当課室）
【制度整備・法執行、新たな課題への対応】 - 法執行（許認可等審査、届出受理、立入検査、報告徴収、事故情報収集、化学物質のリスク評価等） - 最新動向を踏まえた規制対象・技術基準等の不断の見直し - 新たな規制課題への対応 ✓ 水素・CCS法の制定及び消費生活用製品安全法等の改正を踏まえた制度の整備等 ✓ 保安ネットの整備、インターネット通販対策等　等	産業保安企画室、高圧ガス保安室、ガス安全室、電力安全課、 鉱山・火薬類監理官付、製品安全課、化学物質管理課
【スマート保安の推進・安全文化の醸成】 - 予算措置を通じた事業者の取組の推進 - 高圧ガス保安法、ガス事業法、電気事業法における認定高度保安実施事業者制度の整備・執行 - 優れた製品安全対策・適切な化学物質管理の普及に向けた情報発信　等	産業保安企画室、高圧ガス保安室、ガス安全室、電力安全課、 鉱山・火薬類監理官付、製品安全課、化学物質管理課
【保安・安全人材の確保等】 - 国家資格の運用（資格試験の実施、免状交付事務等） - 専門技術に係る講習の実施 - NITE等の関係機関との連携　　等	産業保安企画室、高圧ガス保安室、ガス安全室、電力安全課、 鉱山・火薬類監理官付、製品安全課、化学物質管理課
関連する予算、税制等の全体像	
【令和6年度補正予算】 約12億円 【令和7年度当初予算】 約64億円	